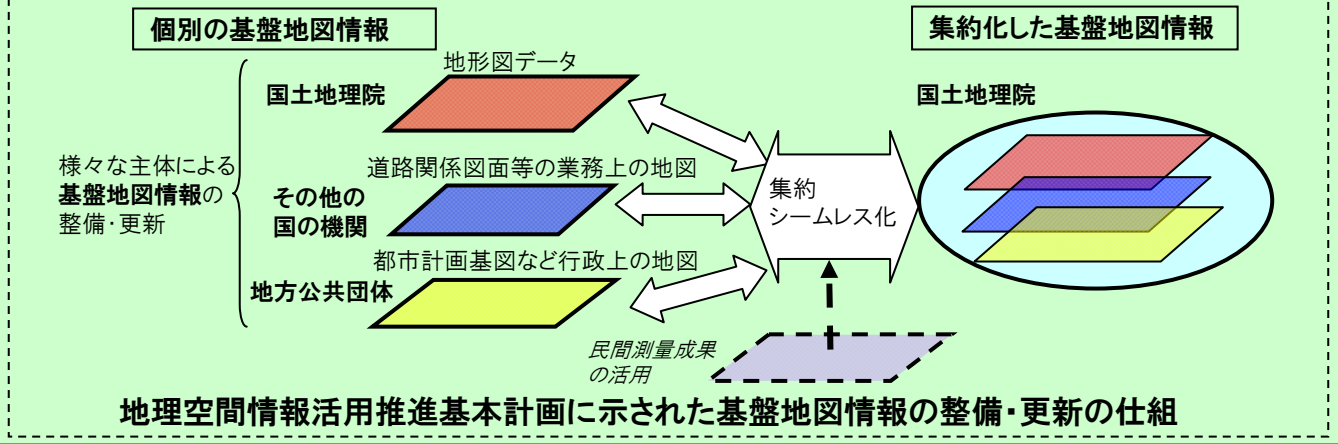


「基盤地図情報のグランドデザイン」の概要

(その1)

- 目的
- 国・地方公共団体の関係者の役割等についての共通認識の醸成
 - 共通認識に基づく関係者間の連携協力体制の構築
 - 上記に係る現時点での**国土地理院の見解、今後の取組の指針**

◆参考 「個別の基盤地図情報」と「集約化した基盤地図情報」



1. 基盤地図情報のあるべき姿

(1)品質要件

- ①位置の基準として、**唯一性の確保が不可欠**。「集約化」にあたっては**測量法の遵守が重要**。
- ②基盤地図情報に求められる位置精度は多様。それらを内包できるハイブリッドな構造が必要。
「集約化した基盤地図情報」の更新の過程で、**より高精度なものへと段階的にスパイラルアップ**。
- ③現実世界での変化に即応するため、**設計図書等の電子情報の活用による迅速な更新が必要**。

(2)国民共有の社会基盤としての要件

国民共有の社会基盤(公共財)として**全国・シームレスに整備**。**インターネットによる無償提供**。

2. 国・地方機関の役割と国土地理院の責務

(1)国・地方機関の役割

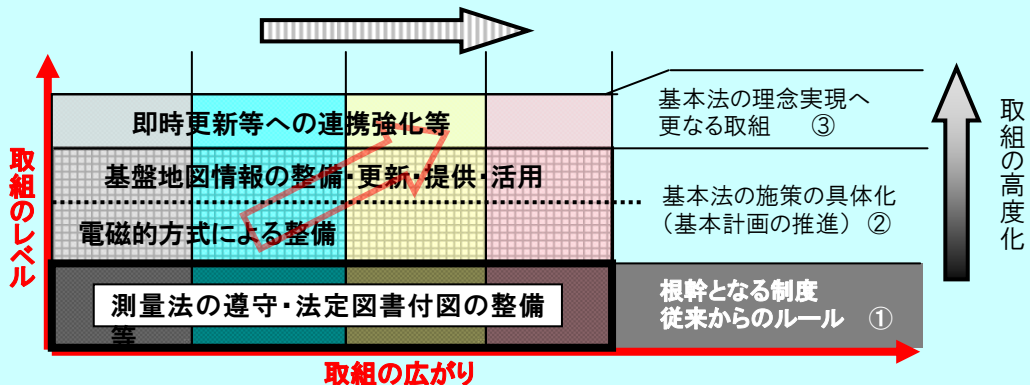
- ①根幹となるルール＝**測量法**の規定を遵守することが基本。
- ②**測量成果の電子的整備**、都市計画基図等の**電子地図の整備・更新**、基盤地図情報の提供。
- ③より利便性の高い基盤地図情報に向けて、**高精度化、迅速な更新のための連携・協力**。
- ④全ての国・地方機関・全ての業務分野への展開。同一機関内の連携強化。

(2)国土地理院の責務

- ①平成23年度までに「**集約化した基盤地図情報**」の初期整備。
- ②「**集約化した基盤地図情報**」の**即時更新とスパイラルアップ**。
- ③都市計画区域外の重要な平野部について、**1/5000相当以上の精度の基盤地図情報を整備**。
- ④「**集約化した基盤地図情報**」の**インターネット無償提供**、地方公共団体の大縮尺地図の電子的閲覧。

◆基盤地図情報のあるべき姿に向けての国・地方機関の役割

関係機関・対象業務範囲の拡大 ④



「基盤地図情報のグランドデザイン」の概要

(その2)

3. 地域における関係者の連携・協力体制の構築

(1) 運用にあたっての連携・協力体制の構築

- ① 基盤地図情報の運用にあたって、**県域、生活圏域等ごとの関係者により連携・協力体制を構築。**
- ② 連携・協力体制を構築する**関係者は、圏域における国・地方機関の施設管理者や地方測量部等。**
- ③ 連携・協力内容について、**役割分担、仕様書の共通化等について確認。**

(2) 地域の実情を踏まえた段階的な取組

- ① 初期整備を終えた地域から、**連携・協力体制の構築について、モデル的、段階的な取組。**
- ② **連携・協力体制の構築に向けて、各機関における電子地図整備コストの低減等のメリットについて理解を得ることを前提として、空中写真・オルソ画像の貸与等により大縮尺の電子地図の整備を支援。**

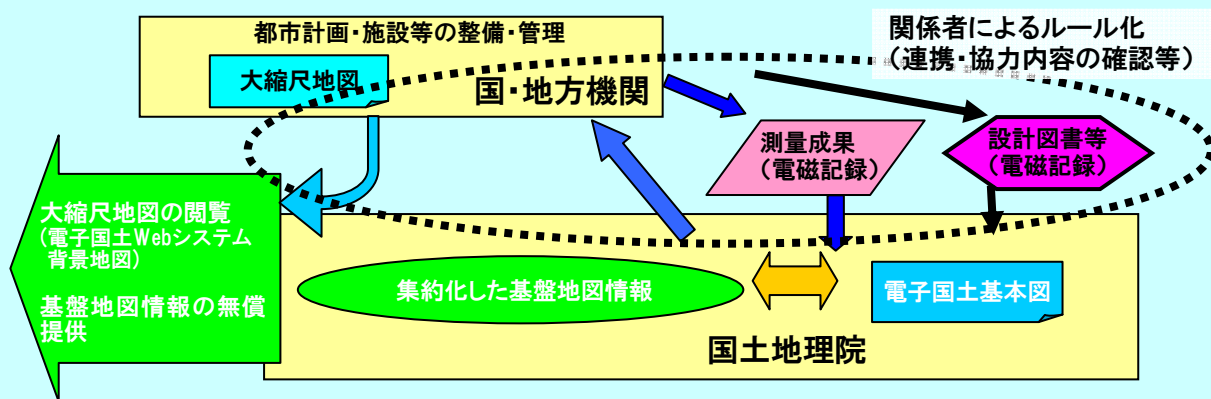
(3) 産学官地方連携協議会(仮称)による連携調整

意見交換、連携方策等を検討する場の設置。

(4) 統合型GIS施策との連携

以上の取組にあたっては、総務省とも連携・調整。

◆ 地域における関係者の連携・協力体制の構築



◆ 参考 基盤地図情報とそのスパイラルアップによる大縮尺地図整備コストの削減効果

国・地方機関から公共測量成果や設計図書等が国土地理院に送付され、**基盤地図情報のメンテナンス(適時の更新)が十分に行われていれば、これを利用することにより、定期更新タイプの法定図書附図等の作成経費が明確に軽減できる。**このことについて、**関係機関(法定地図の根拠法を所管する省庁、法定地図を実際に整備する地方公共団体及び総務省自治行政局)に周知することが重要である。**

※ 例えば、メンテナンスされている基盤地図情報を利用すれば、**概算では、都市計画基図で2割～3割の整備コストの軽減が期待される。**

※ これにより、

- ☆ 国及び地方公共団体等が**基盤地図情報**を利用しようとするインセンティブになる。
- ☆ 基盤地図情報の更新情報となる**公共測量成果等**の国土地理院への提出率が向上する。
- ☆ 国土地理院が**確実なメンテナンス**を続けている限り、この仕組みは動き続ける。